

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成19年広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。